

(3) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、上書き又は初期化などにより確実に消去する。
また、機器類を破棄する場合、画像データの読み取り等できないよう処分する。

(4) 画像データの加工禁止

個人情報の保護のために行う「私的な空間のマスキング処理」以外に、保存された画像データを加工してはならない。

7 秘密の保持

運用責任者等は、防犯カメラを運用するうえで知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、画像データを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、運用責任者等でなくなった後、また、画像データを運用責任者から許可を得て視聴した者においても同様とする。

8 画像データの閲覧及び提供

運用責任者は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像データを閲覧させてはならない。また、画像データの提供についても同様とする。

(ア) 法令等に定めがある場合

(イ) 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で要請を受けた場合

(ウ) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

なお、第三者に画像データを提供する場合、設置目的等に照らして慎重に判断する。

また、提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、理由、画像データの内容を記録する。

9 問い合わせ等への対応

運用責任者は、防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情を受けた場合、これらの内容が設置目的又はこの運用規程に照らして適正な行為か判断し、誠実かつ迅速に対応する。

10 防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

運用責任者は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検し、必要に応じて修理・修繕等を行う。

(2) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って防犯カメラを含む機器類及び設置表示を撤去する。

11 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置及び運用を含めた施設管理業務、若しくは警備業務等を第三者に委託する際は、この運用規程の遵守について委託契約の条項に設けることとする。

(附則)

この運用規程は、令和 年 月 日から施行する。